

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(6) 有価証券の換価            イ～ハ (省略)            ニ 上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第 8 条において準用する同規則第 4 条第 4 項の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」(C-5880) に供託書正本の写しを添付して、申立人に送付するものとする。            この場合において、申立人が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を申立人に対し返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収する。</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し            イ (省略)            ロ 疑義貨物について廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い            (イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記 69 の 12-1 (認定手続) (1)ニ(ハ) ii により認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。            (ロ) (省略)            ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い            (イ) (省略)            (ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、輸入者等から、当該書面(上記(イ) ivを除く。)の真偽等について意見を聴取するものとする。            (ハ) (省略)            ニ 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い            (イ) 収納課長等は、申立人から、「支払保証委託契約締結承認申請書」(C-5884) (2部。原本、申立人交付用)に支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して提出させる。            (ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第 62 条の 21 第 1 項の規定に適合すると認めるときは、申立人に対して、「支払保証委託契約締結承認書」(申立人交付用)及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報</p>	<p>(6) 有価証券の換価            イ～ハ (同左)            ニ 上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第 7 条において準用する同規則第 4 条第 4 項の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」(C-5880) に供託書正本の写しを添付して、申立人に送付するものとする。            この場合において、申立人が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を申立人に対し返還するとともに、申立人に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収する。</p> <p>(7) 供託された金銭等の取戻し            イ (同左)            ロ 疑義貨物について廃棄、滅却、積戻し又は任意放棄がされた場合の取扱い            (イ) 知的財産調査官等は、供託の原因となった貨物について前記 69-9 (認定手続) (1)ニ(ハ) ii により認定手続を取りやめた場合には、収納課長等に対して、「処理結果通知書」の写しをもってその旨を通報する。            (ロ) (同左)            ハ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い            (イ) (同左)            (ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、輸入者等に、当該書面(上記(イ) ivを除く。)の真偽等について意見を述べる機会を与える。            (ハ) (同左)            ニ 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い            (イ) 収納課長等は、申立人から、「支払保証委託契約締結承認申請書」(C-5884) (2部。原本、申立人交付用)に支払保証委託契約の契約書の写し(契約の相手方が原本と相違ないことを証明したもの)を添付して提出させる。            (ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第 62 条の 16 第 1 項の規定に適合すると認めるときは、申立人に対して、「支払保証委託契約締結承認書」(申立人交付用)及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する。</p> <p>ホ及びヘ（省略）</p> <p>(8) 支払保証委託契約に係る権利の実行            支払保証委託契約の原因となった貨物の輸入者等から、当該契約に係る申立人に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ（省略）</p> <p>ロ <u>収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る申立人から、債務名義等の真偽、認定手続がとられたことにより輸入者等が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等について意見を聴取するものとする。</u></p> <p>ハ（省略）</p> <p>(9) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更</p> <p>イ 支払保証委託契約の解除</p> <p>(イ)（省略）</p> <p>(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、i の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>i（省略）</p> <p>ii <u>損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合</u>            （注）承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった疑義貨物の輸入者等から、事実関係について意見を聴取するものとする。</p> <p>iii（省略）</p> <p>iv 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第 62 条の 21 第 1 項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合</p> <p>ロ 支払保証委託契約の内容の変更</p> <p>(イ)（省略）</p> <p>(ロ) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第 62 条の</p>	<p>する。</p> <p>ホ及びヘ（同左）</p> <p>(8) 支払保証委託契約に係る権利の実行            支払保証委託契約の原因となった貨物の輸入者等から、当該契約に係る申立人に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。</p> <p>イ（同左）</p> <p>ロ <u>収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る申立人に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。</u></p> <p>ハ（同左）</p> <p>(9) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更</p> <p>イ 支払保証委託契約の解除</p> <p>(イ)（同左）</p> <p>(ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該申立人に「支払保証委託契約解除承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、i の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>i（同左）</p> <p>ii <u>損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合</u>            （注）承認に際しては、支払保証委託契約の原因となった疑義貨物の輸入者等に、事実関係について意見を述べる機会を与えることとする。</p> <p>iii（同左）</p> <p>iv 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした令第 62 条の 16 第 1 項の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合</p> <p>ロ 支払保証委託契約の内容の変更</p> <p>(イ)（同左）</p> <p>(ロ) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、令第 62 条の</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>21 第 1 項の規定に適合すると認められた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、申立人に「支払保証委託契約内容変更承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>（見本検査承認申請等） 69 の 16-1 （省略）</p> <p>（見本検査の承認要件） 69 の 16-2 法第 69 条の 16 第 2 項（（見本検査の承認要件））の規定の適用に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) 法第 69 条の 16 第 2 項第 1 号に規定する「当該見本の検査をすることが必要であると認められること」とは、認定手続において証拠・意見を提出するために、申請者において見本の分解、性能試験、分析等を行う必要がある場合であって、他の方法によれない場合をいう。したがって、例えば、法第 69 条の 13 第 4 項（（貨物の点検））の規定による貨物の点検の範囲内で証拠・意見が提出できると認められる場合は該当しない。</p> <p>(2) 法第 69 条の 16 第 2 項第 2 号に規定する「輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれ」とは、例えば、疑義貨物が市場（国内又は国外）で販売等されるものではなく、かつ、当該疑義貨物に含まれる営業秘密が申請者に知られることにより、輸入者の利益が害されるおそれがある場合をいう。</p> <p>(3) 法第 69 条の 16 第 2 項第 3 号に規定する「当該見本が不当な目的に用いられるおそれ」とは、例えば、見本が転売されたり、申請者が法第 69 条の 12 第 7 項（（秘密保持義務））の規定に違反するおそれがある場合、認定手続において争点となっている知的財産侵害以外の知的財産侵害の有無の調査を目的としていると認められる場合をいう。</p> <p>(4) 法第 69 条の 16 第 2 項第 4 号に規定する「運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有している」とは、見本の交付を受けた後、当該見本を返還する時まで当該見本の管理を適切に行うことができ、かつ、それまでの間の費用負担を確実に行うことができる者をいう。</p> <p>(5) 次の場合には、法第 69 条の 16 第 2 項各号に掲げる要件を充たす場合</p>	<p>16 第 1 項の規定に適合すると認められた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、申立人に「支払保証委託契約内容変更承認書」（申立人交付用）を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>（見本検査承認申請等） 69 の 13-1 （同左）</p> <p>（見本検査の承認要件） 69 の 13-2 法第 69 条の 13 第 2 項（（見本検査の承認要件））の規定の適用に係る取扱いは次による。</p> <p>(1) 法第 69 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する「当該見本の検査をすることが必要であると認められること」とは、認定手続において証拠・意見を提出するために、申請者において見本の分解、性能試験、分析等を行う必要がある場合であって、他の方法によれない場合をいう。したがって、例えば、法第 69 条の 10 第 4 項（（貨物の点検））の規定による貨物の点検の範囲内で証拠・意見が提出できると認められる場合は該当しない。</p> <p>(2) 法第 69 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する「輸入しようとする者の利益が不当に侵害されるおそれ」とは、例えば、疑義貨物が市場（国内又は国外）で販売等されるものではなく、かつ、当該疑義貨物に含まれる営業秘密が申請者に知られることにより、輸入者の利益が害されるおそれがある場合をいう。</p> <p>(3) 法第 69 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する「当該見本が不当な目的に用いられるおそれ」とは、例えば、見本が転売されたり、申請者が法第 69 条の 9 第 7 項（（秘密保持義務））の規定に違反するおそれがある場合、認定手続において争点となっている知的財産侵害以外の知的財産侵害の有無の調査を目的としていると認められる場合をいう。</p> <p>(4) 法第 69 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する「運搬、保管又は検査その他当該見本の取扱いを適正に行う能力及び資力を有している」とは、見本の交付を受けた後、当該見本を返還する時まで当該見本の管理を適切に行うことができ、かつ、それまでの間の費用負担を確実に行うことができる者をいう。</p> <p>(5) 次の場合には、法第 69 条の 13 第 2 項各号に掲げる要件を充たす場合</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>であっても、同項ただし書の規定により見本検査承認申請の承認をしないこととする。</p> <p>イ及びロ（省略）</p> <p>ハ 輸入者等が前記 69 の 12-2(輸入者等による自発的処理の取扱い)の規定による自発的処理を行ったことにより当該疑義貨物が輸入されないことが確実となった場合（輸入者等から自発的処理の申し出があり、当該自発的処理が遅滞なく履行されると認められる場合を含む。）</p> <p>ニ（省略）</p> <p>（見本検査に係る供託等）</p> <p>69 の 16-3 法第 69 条の 16 第 5 項（（見本検査に係る供託等））において準用する法第 69 条の 15（（申立てに係る供託等））の規定の適用については次による。</p> <p>(1)～(3)（省略）</p> <p>(4) 前記 69 の 15-1 の(2)から(9)まで（(4)ハを除く。）（輸入差止申立てに係る供託等）の規定は、法第 69 条の 16 第 5 項において準用する法第 69 条の 15 の規定、令第 62 条の 25 において準用する令第 62 条の 20 から第 62 条の 23 までの規定及び供託金規則第 9 条において準用する供託金規則第 1 条から第 6 条までの規定による供託等について準用する。この場合において、前記 69 の 15-1 中「申立人」とあるのは「申請者」と、前記 69 の 15-1 の(3)中「上記(1)ロからニまで及び(2)」とあるのは「前記 69 の 15-1 の(2)並びに上記(2)及び(3)」と、前記 69 の 15-1 の(4)のロ中「認定手続の取りやめ」及び「取りやめ」とあるのは「見本検査承認申請を不承認とすること」と、前記 69 の 15-1 の(5)のイの(ロ)中「様式第六」とあるのは「様式第八」と、前期 69 の 15-1 の(5)のロ中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と、前記 69 の 15-1 の(5)のハ中「様式第七」とあるのは「様式第九」と、前期 69 の 15-1(8)中「認定手続が執られたことにより」とあるのは「疑義貨物が非該当と認定された場合に見本検査の対象となった見本について」と読み替えるものとする。</p> <p>（見本検査の立会い）</p> <p>69 の 16-4 見本検査承認申請を承認した場合の申請者による見本の検査に</p>	<p>であっても、同項ただし書の規定により見本検査承認申請の承認をしないこととする。</p> <p>イ及びロ（同左）</p> <p>ハ 輸入者等が前記 69 の 9-2(輸入者等による自発的処理の取扱い)の規定による自発的処理を行ったことにより当該疑義貨物が輸入されないことが確実となった場合（輸入者等から自発的処理の申し出があり、当該自発的処理が遅滞なく履行されると認められる場合を含む。）</p> <p>ニ（同左）</p> <p>（見本検査に係る供託等）</p> <p>69 の 13-3 法第 69 条の 13 第 5 項（（見本検査に係る供託等））において準用する法第 69 条の 12（（申立てに係る供託等））の規定の適用については次による。</p> <p>(1)～(3)（同左）</p> <p>(4) 前記 69 の 12-1 の(2)から(9)まで（(4)ハを除く。）（輸入差止申立てに係る供託等）の規定は、法第 69 条の 13 第 5 項において準用する法第 69 条の 12 の規定、令第 62 条の 20 において準用する令第 62 条の 15 から第 62 条の 18 までの規定及び供託金規則第 8 条において準用する供託金規則第 1 条から第 6 条までの規定による供託等について準用する。この場合において、前記 69 の 12-1 中「申立人」とあるのは「申請者」と、前記 69 の 12-1 の(3)中「上記(1)ロからニまで及び(2)」とあるのは「前記 69 の 12-1 の(2)並びに上記(2)及び(3)」と、前記 69 の 12-1 の(4)のロ中「認定手続の取りやめ」及び「取りやめ」とあるのは「見本検査承認申請を不承認とすること」と、前記 69 の 12-1 の(5)のイの(ロ)中「様式第四」とあるのは「様式第六」と、前記 69 の 12-1 の(5)のハ中「様式第五」とあるのは「様式第七」と読み替えるものとする。</p> <p>（見本検査の立会い）</p> <p>69 の 13-4 見本検査承認申請を承認した場合の申請者による見本の検査に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は、原則として、当該見本に係る認定手続を処理している知的財産調査官等が立ち会うものとするが、事務の都合等やむを得ない事情がある場合は、当該知的財産調査官等が指定した税関職員が立ち会うものとする。なお、<u>法第 69 条の 16 第 6 項</u>（（見本検査の立会い））の規定により輸入者等が検査に立ち会う場合には、「見本検査立会い申請書」（C-5912）を当該知的財産調査官等に提出させるものとする。この場合において、知的財産調査官等は、「見本検査立会い申請書」の写しを送付することにより申請者に通知するものとする。</p> <p>（見本の返還等） 69 の 16-5 （省略）</p> <p>（特許庁長官意見照会請求の手続） 69 の 17-1</p> <p>(1) （省略）</p> <p>(2) 令第 62 条の 27 に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、前記 <u>69 の 13-1</u> の(1)のハの(イ)のiiのAのaの(b)又は同項の(1)のハの(イ)のiiのCのaの(b)と同等のものとする。この場合において、特許庁長官意見照会の求め(以下この項及び次項において「請求」という。)をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「特許権者等」という。)又は輸入者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。この場合において、前記 <u>69 の 16-5</u> の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求めることとする。なお、<u>法第 69 条の 17 第 9 項</u>の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記 <u>69 の 16-5</u> の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求めることとし、それ以外においては法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。</p> <p>（特許庁長官意見照会手続）</p>	<p>は、原則として、当該見本に係る認定手続を処理している知的財産調査官等が立ち会うものとするが、事務の都合等やむを得ない事情がある場合は、当該知的財産調査官等が指定した税関職員が立ち会うものとする。なお、<u>法第 69 条の 13 第 6 項</u>（（見本検査の立会い））の規定により輸入者等が検査に立ち会う場合には、「見本検査立会い申請書」（C-5912）を当該知的財産調査官等に提出させるものとする。この場合において、知的財産調査官等は、「見本検査立会い申請書」の写しを送付することにより申請者に通知するものとする。</p> <p>（見本の返還等） 69 の 13-5 （同左）</p> <p>（特許庁長官意見照会請求の手続） 69 の 14-1</p> <p>(1) （同左）</p> <p>(2) 令第 62 条の 22 に規定する「具体的態様を明らかにする資料」については、前記 <u>69 の 10-1</u> の(1)のハの(イ)のiiのAのaの(b)又は同項の(1)のハの(イ)のiiのCのaの(b)と同等のものとする。この場合において、特許庁長官意見照会の求め(以下この項及び次項において「請求」という。)をした特許権者、実用新案権者又は意匠権者(以下「特許権者等」という。)又は輸入者等に対し、特許庁長官意見照会に際し提出する必要があると認めるサンプル等の提出を求めることとする。この場合において、前記 <u>69 の 13-5</u> の(1)により特許権者等が保管しているサンプルを含めることができるものとし、また当該サンプル等が当該特許権者等又は輸入者等が既に税関に提出している資料と重複する場合であっても、必要があると認めるときは提出を求めることとする。なお、<u>法第 69 条の 14 第 9 項</u>の規定により税関長が特許庁長官意見照会をする場合であって、特許庁長官へ提出するためサンプルが必要と認めるときは、前記 <u>69 の 13-5</u> の(1)により特許権者等が保管しているサンプルについては当該特許権者等に提出を求めることとし、それ以外においては法第 105 条第 1 項第 3 号の規定により見本を採取するものとする。</p> <p>（特許庁長官意見照会手続）</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>69 の 17-2</p> <p>(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(C-5916) に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、<u>法第 69 条の 17 第 9 項</u>の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。</p> <p>イ 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての特許庁長官意見照会にあつては、<u>「輸入差止申立書」</u>及びその添付資料の写し（非公表としている部分を除く。）</p> <p>ロ <u>令第 62 条の 16 第 1 項</u>の規定による証拠又は意見に係る資料の写し</p> <p>ハ 前記 <u>69 の 17-1 の (2)</u>により提出等された資料</p> <p>ニ及びホ （省略）</p> <p>(2) （省略）</p> <p>(3) <u>令第 62 条の 28 第 1 項又は第 2 項</u>に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記 <u>69 の 13-1 の (1) のハの (イ) の ii の A の a の (b) 又は同項の (1) のハの (イ) の ii の C の a の (b) と同等のものとする。</u></p> <p>(4) 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が <u>法第 69 条の 17 第 1 項</u>に規定する 10 日経過日（同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する 20 日経過日。以下この項において同じ。）の末日である等、輸入者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記(2)の期限（輸入者等に対して意見を求める場合に限る。）として 10 日経過日までの日を定めることが困難な場合であつて、当該請求をした特許権者等又は輸入者等以外の他方の当事者である特許権者等又は輸入者等に対して意見を求めるときは、当該期限は 10 日経過日後の日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見の回答前に 10 日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。なお、当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対して意見を求める場合には、期限は 10 日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした特許権者</p>	<p>69 の 14-2</p> <p>(1) 特許庁長官意見照会は、「特許庁長官意見照会書」(C-5916) に次の資料を添付して、特許庁長官に提出して行うこととする。この場合において、<u>法第 69 条の 14 第 9 項</u>の規定により特許庁長官意見照会を行うときは、「特許庁長官意見照会書」に、侵害物品か否か認定しがたい理由をできる限り詳細に記載するものとする。</p> <p>イ 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての特許庁長官意見照会にあつては、<u>輸入差止申立書</u>及びその添付資料の写し（非公表としている部分を除く。）</p> <p>ロ <u>令第 62 条の 11 第 1 項</u>の規定による証拠又は意見に係る資料の写し</p> <p>ハ 前記 <u>69 の 14-1 の (2)</u>により提出等された資料</p> <p>ニ及びホ （同左）</p> <p>(2) （同左）</p> <p>(3) <u>令第 62 条の 23 第 1 項又は第 2 項</u>に規定する具体的態様の特定は、現品確認等により行うこととし、当該特定した具体的態様を記載した書面は、「特許庁長官意見照会書」への記載は、前記 <u>69 の 10-1 の (1) のハの (イ) の ii の A の a の (b) 又は同項の (1) のハの (イ) の ii の C の a の (b) と同等のものとする。</u></p> <p>(4) 受理された輸入差止申立てに係る貨物についての請求が行われた日が <u>法第 69 条の 14 第 1 項</u>に規定する 10 日経過日（同項に規定する延長を行った場合には、同項に規定する 20 日経過日。以下この項において同じ。）の末日である等、輸入者等が通関解放の求めができることとなる日に近接するために、上記(2)の期限（輸入者等に対して意見を求める場合に限る。）として 10 日経過日までの日を定めることが困難な場合であつて、当該請求をした特許権者等又は輸入者等以外の他方の当事者である特許権者等又は輸入者等に対して意見を求めるときは、当該期限は 10 日経過日後の日として差し支えない。この場合には、当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見の回答前に 10 日経過日までに特許庁長官意見照会を行い、当該他方の当事者である特許権者等又は輸入者等の意見は、後日追加して特許庁長官に提出するものとする。なお、当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対して意見を求める場合には、期限は 10 日経過日までの日とするものとし、それが困難な場合は、下記(7)のホに準ずるものとして取り扱うこととして、その旨、あらかじめ当該請求をした特許権者</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>等又は輸入者等に教示するものとする。</p> <p>(5) 及び(6) (省略)</p> <p>(7) 次の場合には、請求があっても、<u>法第 69 条の 17 第 2 項ただし書</u>の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。</p> <p>イ及びロ</p> <p>ハ 輸入者等が、前記 69 の 12—2 による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸入されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）</p> <p>ニ <u>令第 62 条の 28 第 1 項</u>に規定する具体的態様の特定をすることが困難な場合</p> <p>ホ 当該申請が、特許庁長官意見照会を行える期間内に上記(2)の「<u>特許庁長官意見照会請求通知</u>」の特許権者等及び輸入者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁長官意見照会を行うことが困難な場合</p> <p>なお、<u>法第 69 条の 20 第 1 項</u>の規定による求めを行うことができることとなった後は、特許庁長官意見照会を行わないこととするので、留意する。</p> <p>(8) 上記(7)の場合には、速やかに、当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会不実施通知書」(C-5922)により、その旨及び理由を通知する。</p> <p>(9) (省略)</p> <p>(10) 特許庁長官意見照会を行った場合で、<u>法第 69 条の 17 第 8 項</u>の規定により、特許庁長官の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は<u>法第 69 条の 12 第 6 項</u>若しくは<u>第 69 条の 15 第 10 項</u>の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(C-5926)により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。</p> <p>(特許庁長官意見照会ができる期間の延長)</p> <p><u>69 の 17—3 法第 69 条の 17 第 1 項</u>に規定する 10 日経過日までの期間の同項に規定する 20 日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する</p>	<p>等又は輸入者等に教示するものとする。</p> <p>(5) 及び(6) (同左)</p> <p>(7) 次の場合には、請求があっても、<u>法第 69 条の 14 第 2 項ただし書</u>の規定により、特許庁長官意見照会を行わないこととする。</p> <p>イ及びロ</p> <p>ハ 輸入者等が、前記 69 の 9—2 による自発的処理を行ったことにより当該侵害疑義物品が輸入されないことが確実となった場合（自発的処理の申出があった場合で、遅滞なく履行されると見込まれるときを含む。）</p> <p>ニ <u>令第 62 条の 23 第 1 項</u>に規定する具体的態様の特定をすることが困難な場合</p> <p>ホ 当該申請が、特許庁長官意見照会を行える期間内に上記(2)の「<u>特許庁長官意見照会に係る意見照会書</u>」の特許権者等及び輸入者等への交付又は上記(3)の現品確認等を行う時間的余裕がない時期に行われ、特許庁長官意見照会を行うことが困難な場合</p> <p>なお、<u>法第 69 条の 17 第 1 項</u>の規定による求めを行うことができることとなった後は、特許庁長官意見照会を行わないこととするので、留意する。</p> <p>(8) 上記(7)の場合には、速やかに、当該請求をした特許権者等又は輸入者等に対し、「特許庁長官意見照会不実施通知書」(C-5922)により、その旨及び理由を通知する。</p> <p>(9) (同左)</p> <p>(10) 特許庁長官意見照会を行った場合で、<u>法第 69 条の 14 第 8 項</u>の規定により、特許庁長官の回答前に、該当認定若しくは非該当認定を行った場合又は<u>法第 69 条の 9 第 6 項</u>若しくは<u>第 69 条の 12 第 10 項</u>の規定により認定手続を取りやめた場合には、遅滞なく、「特許庁長官意見照会回答不要通知書」(C-5926)により、特許庁長官に対し、その旨を通知する。</p> <p>(特許庁長官意見照会ができる期間の延長)</p> <p><u>69 の 14—3 法第 69 条の 14 第 1 項</u>に規定する 10 日経過日までの期間の同項に規定する 20 日経過日までの期間への延長は、当初の期間内に、貨物の現況その他の証拠により該当認定若しくは非該当認定を行うことができること又は輸入者等が自発的処理を行うことが確実と認められる場合等延長の必要のないことが明らかな場合以外の場合に行うこととし、同項に規定する</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸入差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第 69 条の 12 第 1 項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）から起算して 5 日以内に、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用）」（C-5928）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</p> <p>（農林水産大臣意見照会手続等）</p> <p>69 の 18-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第 69 条の 18 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあつては、申立人と輸入者の主張が対立した場合又は税関において DNA 鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA 鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）又は種苗法施行令（平成 10 年政令第 368 号）第 2 条（（加工品））に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 69 条の 12 第 6 項若しくは第 69 条の 15 第 10 項（（認定手続の取りやめ））の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」（C-5936）により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>（経済産業大臣意見照会手続等）</p> <p>69 の 18-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第 69 条の 18 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあつては、申立人と輸入者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2)～(4) （省略）</p> <p>(5) 経済産業大臣意見照会を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 69 条の 12 第 6 項若しく</p>	<p>通知日（受理された輸入差止申立てに係る認定手続の場合は、申立特許権者等（受理された輸入差止申立てに係る特許権者等をいう。以下同じ。）が法第 69 条の 9 第 1 項の規定による通知を受けた日とする。以下同じ。）から起算して 5 日以内に、輸入者等及び申立特許権者等に対し、「特許庁長官意見照会ができる期間の延長通知書（申立特許権者等への認定手続開始日通知書兼用）」（C-5928）により、その旨を通知する。この場合には、当該通知日及び延長後の期間の末日を明記することとする。</p> <p>（農林水産大臣意見照会手続等）</p> <p>69 の 15-1 農林水産大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第 69 条の 15 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））に規定する「必要があると認めるとき」とは、農林水産大臣意見照会にあつては、申立人と輸入者の主張が対立した場合又は税関において DNA 鑑定をしてもその結果により侵害物品か否か認定しがたい場合（DNA 鑑定が困難な疑義貨物については外観等で認定しがたい場合）又は種苗法施行令（平成 10 年政令第 368 号）第 2 条（（加工品））に定める加工品に該当するか否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>(5) 農林水産大臣意見照会を行った場合において、農林水産大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 69 条の 9 第 6 項若しくは第 69 条の 12 第 10 項（（認定手続の取りやめ））の規定により認定手続を取りやめたときは、農林水産大臣に対し、「農林水産大臣意見照会回答不要通知書」（C-5936）により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>（経済産業大臣意見照会手続等）</p> <p>69 の 15-2 経済産業大臣意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 法第 69 条の 15 第 1 項（（農林水産大臣等に対する意見の求め））に規定する「必要があると認めるとき」とは、経済産業大臣の意見照会にあつては、申立人と輸入者等の主張が対立した場合又は税関において侵害物品か否か認定しがたい場合とする。</p> <p>(2)～(4) （同左）</p> <p>(5) 経済産業大臣意見照会を行った場合において、経済産業大臣の回答がある前に侵害の該否の認定を行ったとき又は法第 69 条の 9 第 6 項若しく</p>



新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>は第69条の15第10項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書」(C-5944)により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>(認定手続における専門委員意見照会手続等)</p> <p>69の19-1 認定手続における専門委員意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 総括知的財産調査官は、前記69の12-1の(1)の二の(ホ)の規定により、専門委員の意見を聴くことについて協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記(2)の事務を行うものとする。</p> <p>(2) (省略)</p> <p>(3) 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会実施通知書」(C-5946)により当事者(対象認定手続に係る権利者及び輸入者等をいう。以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える(一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記(2)により選定した者に意見を求めることについて、当該当事者の意見を聴くものとする。その結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適当ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象認定手続を執っている税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5948)を交付するものとする。</p> <p>(注1) 当事者に意見を聴いた結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適当ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見(理由を含む。)を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聴くものとする。</p> <p>(注2) 専門委員から意見を聴く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>(注3) 前記69の13-1の(3)のハの(注3)により包括的に委嘱した</p>	<p>は第69条の12第10項((認定手続の取りやめ))の規定により認定手続を取りやめたときは、経済産業大臣に対し、「経済産業大臣意見照会回答不要通知書」(C-5944)により、遅滞なくその旨を通知する。</p> <p>(認定手続における専門委員意見照会手続等)</p> <p>69の16 認定手続における専門委員意見照会の手続等は次による。</p> <p>(1) 総括知的財産調査官は、前記69の9の(1)の二の(ホ)の規定により、専門委員の意見を聴くことについて協議を受けた場合は、特段の事情のない限り、専門委員の意見を求めるため、速やかに下記(2)の事務を行うものとする。</p> <p>(2) (同左)</p> <p>(3) 対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、「認定手続における専門委員意見照会実施通知書」(C-5946)により当事者(対象認定手続に係る権利者及び輸入者等をいう。以下この項において同じ。)に通知し、意見聴取の場において当該当事者に意見を述べる機会を与える(一方の当事者が他方の当事者と同席する意向を有しない場合には、別々に意見を述べさせることができるものとする。)とともに、上記(2)により選定した者に意見を求めることについて、当該当事者の意見を聴くものとする。その結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適当ではない旨の意見が提出され、かつ、その意見に相当の理由があると認めるときを除き、当該選定した者を専門委員として委嘱するものとする。この場合において、委嘱者は、対象認定手続を執っている税関の税関長とし、総括知的財産調査官を通じて「委嘱状」(C-5948)を交付するものとする。</p> <p>(注1) 当事者に意見を聴いた結果、上記(2)により選定した者に意見を求めることが適当ではない旨の意見が提出され、その意見に相当の理由があると認めるときは、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、当該意見の対象となった者に当該当事者の意見(理由を含む。)を通知するものとする。この場合においては、当該本関知的財産調査官は、他の専門委員候補について、当該当事者に意見を聴くものとする。</p> <p>(注2) 専門委員から意見を聴く日時との関係上、3名の専門委員に委嘱できない場合には、2名の専門委員に意見を求めるものとする。</p> <p>(注3) 前記69の10-1の(3)のハの(注3)により包括的に委嘱した</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めないものとする。</p> <p>(4) 及び(5) (省略)</p> <p>(6) 対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(C-5952) (対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。) を提出することによるものとする。意見書の提出があった場合は、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</p> <p>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から 5 日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</p> <p><u>(注) 当該専門委員を委嘱した税関長は、対象申立てを受理するかどうかの判断に関しては、明らかな事実誤認等の特段の事情がない限り、専門委員の過半数の意見を尊重するものとする。</u></p> <p>(7)～(8) (省略)</p> <p>(通関解放手続)</p> <p><u>69 の 20-1</u></p> <p>(1) <u>法第 69 条の 20 第 1 項の規定による求めを行うこと</u> (以下この項において「請求」という。) ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸入者等及び申立特許権者等に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。</p> <p>ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。</p> <p>(2) <u>法第 69 条の 17 第 1 項に規定する通知日から起算して 5 日以内に</u>、輸入者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(C-5958) により、当該通知日及び同項に規定する 10 日経過日の末日について通知する。ただし、前記 <u>69 の 17-3 の通知を行った場合には</u>、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>(3) <u>令第 62 条の 31 に規定する書面は</u>、「認定手続取りやめ請求書」</p>	<p>専門委員が個別事案に特別の利害関係を有する場合は、当該個別事案については、当該専門委員に意見を求めないものとする。</p> <p>(4) 及び(5) (同左)</p> <p>(6) 対象認定手続に係る貨物が侵害物品に該当するか否かについての専門委員の意見は、原則として後日総括知的財産調査官を経由して「意見書」(C-5952) (対象認定手続を執っている税関の税関長宛てであり、当該対象認定手続が特定されているのであれば、適宜の様式でも差し支えないものとする。) を提出することによるものとする。意見書の提出があった場合は、対象認定手続を執っている税関の本関知的財産調査官は、その写しを遅滞なく当事者に送付するものとする。</p> <p>なお、当事者には、当事者が専門委員の意見を知った日から 5 日以内の期限を付して、意見を提出することを認めることとする。</p> <p>(7)～(8) (同左)</p> <p>(通関解放手続)</p> <p><u>69 の 17-1</u></p> <p>(1) <u>法第 69 条の 17 第 1 項の規定による求めを行うこと</u> (以下この項において「請求」という。) ができることとなった後であっても、十分な証拠がある場合には、該当又は非該当の認定を行うこととするので留意する。なお、必要に応じ、再度期限を定めて、輸入者等及び申立特許権者等に対して、請求に係る貨物の点検を申請し、意見を述べ、又は証拠を提出する機会を与えて差し支えない。</p> <p>ただし、請求が行われた場合には、担保提供命令に係る期限の末日までの間は、該当の認定は行わないこととする。</p> <p>(2) <u>法第 69 条の 14 第 1 項に規定する通知日から起算して 5 日以内に</u>、輸入者等に対し、「申立特許権者等への認定手続開始通知日通知書」(C-5958) により、当該通知日及び同項に規定する 10 日経過日の末日について通知する。ただし、前記 <u>69 の 14-3 の通知を行った場合には</u>、当該通知を省略して差し支えない。</p> <p>(3) <u>令第 62 条の 26 に規定する書面は</u>、「認定手続取りやめ請求書」</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(C-5960) とし、同条第 5 号に掲げる「その他参考となるべき事項」とは、請求に係る物品又はこれに類似する物品について、申立特許権者等又は当該類似する物品の権利者に対して支払が行われたライセンス料の額その他後記 69 の 20-2 の(1)のハの供託額の算定の参考となる資料その他供託命令に関して参考となるべき事項とする。</p> <p>(4) 法第 69 条の 20 第 3 項の規定により請求があった旨を申立特許権者等に対して通知する場合には、当該請求を受理した後、遅滞なく、「認定手続取りやめ請求受理通知書」(C-5962) により、行うこととする。</p> <p>(5) 後記 69 の 20-2 の(2)のイの(ニ)の規定により通報を受けた「供託書正本預り証」の写し又は同項の(2)のロの(㊦)の ii の規定により通報を受けた「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しにより、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸入者等及び申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書」(C-5964) により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。</p> <p>(通関解放金)</p> <p>69 の 20-2 法第 69 条の 20 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 法第 69 条の 20 第 3 項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」(C-5966) の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。</p> <p>ロ 供託額</p> <p>(イ) 法第 69 条の 20 第 3 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。</p> <p>i 及び ii (省略)</p> <p>(㊦) (省略)</p> <p>ハ (省略)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(イ) 供託物の種類</p> <p>i 法第 69 条の 20 第 3 項に規定する「金銭」については、前記 9 の</p>	<p>(C-5960) とし、同条第 5 号に掲げる「その他参考となるべき事項」とは、請求に係る物品又はこれに類似する物品について、申立特許権者等又は当該類似する物品の権利者に対して支払が行われたライセンス料の額その他後記 69 の 17-2 の(1)のハの供託額の算定の参考となる資料その他供託命令に関して参考となるべき事項とする。</p> <p>(4) 法第 69 条の 17 第 3 項の規定により請求があった旨を申立特許権者等に対して通知する場合には、当該請求を受理した後、遅滞なく、「認定手続取りやめ請求受理通知書」(C-5962) により、行うこととする。</p> <p>(5) 後記 69 の 17-2 の(2)のイの(ニ)の規定により通報を受けた供託書正本預り証の写し又は同項の(2)のロの(㊦)の ii の規定により通報を受けた支払保証委託契約締結届出確認書の写しにより、担保の提供等を確認したときは、速やかに、認定手続を取りやめ、輸入者等及び申立特許権者等に対して「認定手続取りやめ通知書」(C-5964) により、その旨を通知する。この場合には、当該通知を行った旨を、遅滞なく、収納課長等に通知することとする。</p> <p>(通関解放金)</p> <p>69 の 17-2 法第 69 条の 17 第 3 項から第 10 項までの規定に関する用語の意義及びこれらの規定の適用に関する手続は、次による。</p> <p>(1) 供託命令</p> <p>イ 法第 69 条の 17 第 3 項の担保を供託する際の「期限」とは、「通関解放金供託命令書」(C-5966) の日付けの日の翌日から起算して 10 日以内とする。</p> <p>ロ 供託額</p> <p>(イ) 法第 69 条の 17 第 3 項に規定する「相当と認める額」とは、次に掲げる額のいずれかとする。</p> <p>i 及び ii (同左)</p> <p>(㊦) (同左)</p> <p>ハ (同左)</p> <p>(2) 供託等の取扱い</p> <p>イ 金銭又は有価証券を供託する場合</p> <p>(イ) 供託物の種類</p> <p>i 法第 69 条の 17 第 3 項に規定する「金銭」については、前記 9 の</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>4-1（関税の納付に関する用語の意義）の(1)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>ii 法第 69 条の 20 第 4 項((有価証券の供託))に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記 9 の 6-1(関税の担保の種類)の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。ただし、社債等の振替に関する法律第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。</p> <p>(ロ)及び(ハ)（省略）</p> <p>(二) 供託書正本の提出</p> <p>供託をすべき輸入者等には、供託書の正本を「供託書正本提出書」(C-5874) (2 部。原本、申立特許権者等交付用) に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。収納課長等は、供託をすべき輸入者等から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めるときは、「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を当該輸入者等に交付し、前記 69 の 20-1 の(5)による通知以後、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物に係る申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。</p> <p>ロ 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払保証委託契約の相手方</p> <p>法第 69 条の 20 第 6 項（(供託に代わる契約)）の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) 支払保証委託契約の届出</p> <p>i （省略）</p> <p>ii 収納課長等は、当該契約書の内容が令第 62 条の 32 において準用</p>	<p>4-1（関税の納付に関する用語の意義）の(1)の規定に準じて取り扱う。</p> <p>ii 法第 69 条の 17 第 4 項((有価証券の供託))に規定する「国債、地方債その他の有価証券で税関長が確実と認めるもの」については、前記 9 の 6-1(関税の担保の種類)の(1)及び(2)の規定に準じて取り扱う。ただし、社債等の振替に関する法律第 129 条第 1 項に規定する振替社債等については、振替国債（その権利の帰属が同法の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債をいう。）以外のものは、認めないこととする。</p> <p>(ロ)及び(ハ)（同左）</p> <p>(二) 供託書正本の提出</p> <p>供託をすべき輸入者等には、供託書の正本を「供託書正本提出書」(C-5874) (2 部。原本、申立特許権者等交付用) に添付して、原則として供託期限内に収納課長等に提出させる。収納課長等は、供託をすべき輸入者等から提出のあった供託書の正本を受理することが適当であると認めるときは、「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を当該輸入者等に交付し、前記 69 の 17-1 の(5)による通知以後、供託書正本の写しを供託の原因となった貨物に係る申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に供託書正本が提出されたことを、「供託書正本預り証」の写しをもって通報する。</p> <p>ロ 支払保証委託契約を締結する場合</p> <p>(イ) 支払保証委託契約の相手方</p> <p>法第 21 条の 5 第 6 項（(供託に代わる契約)）の契約（以下「支払保証委託契約」という。）の相手方として税関長が承認する金融機関は、銀行法による銀行、長期信用銀行法による長期信用銀行、農林中央金庫法による農林中央金庫、商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫、信用金庫法による信用金庫及び保険業法第 2 条第 4 項に規定する損害保険会社又は同条第 9 項に規定する外国損害保険会社等とする。</p> <p>(ロ) 支払保証委託契約の届出</p> <p>i （同左）</p> <p>ii 収納課長等は、当該契約書の内容が令第 62 条の 27 において準用</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>する令第 62 条の 21 第 1 項の規定に適合すると認めるときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき輸入者等に交付し、前記 69 の 20-1 の (5) による通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸入者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届け出る場合には、上記イの(二)の手續と同時に進めさせるものとする。</p> <p>(3) (省略)</p> <p>(4) 供託された金銭等の還付</p> <p>イ 権利の実行の申立ての手續</p> <p>(イ) 供託金規則第 10 条において準用する同規則第 1 条((申立ての手續))に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、債務名義等をいう（前記 69 の 15-1 の(5)のイの(イ)のivに掲げるものが提出された場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。）。</p> <p>(ロ) 申立特許権者等には、供託金規則様式第十による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。</p> <p>ロ 輸入者等からの意見聴取</p> <p>収納課長等は、権利の実行の申立てがあったときは、<u>金銭等を供託した輸入者等から、申立人が提出した債務名義等の真偽、当該貨物が輸入されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等当該権利の実効の申立てに関し意見を聴取するものとする。</u></p> <p>ハ 確認書交付手續</p> <p>収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けべき者と認めるときは、供託金規則様式第十一の確認書を当該申立特許権者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、輸入者等に対し供託書正本を返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。</p>	<p>する令第 62 条の 16 第 1 項の規定に適合すると認めるときは、「支払保証委託契約締結届出確認書」（「支払保証委託契約締結届出書」の交付用）を供託をすべき輸入者等に交付し、前記 69 の 17-1 の (5) による通知以後、当該確認書の写しを申立特許権者等に交付する。この場合において、収納課長等は、知的財産調査官等に支払保証委託契約締結の届出があったことを、「支払保証委託契約締結届出確認書」の写しをもって通報する。なお、供託をすべき輸入者等が供託額の一部について、支払保証委託契約を締結し、その旨を届け出る場合には、上記イの(二)の手續と同時に進めさせるものとする。</p> <p>(3) (同左)</p> <p>(4) 供託された金銭等の還付</p> <p>イ 権利の実行の申立ての手續</p> <p>(イ) 供託金規則第 9 条において準用する同規則第 1 条((申立ての手續))に規定する「判決の謄本、和解を証する書面その他これらに類するもの」とは、債務名義等をいう（前記 69 の 12-1 の(5)のイの(イ)のivに掲げるものが提出された場合には、総括知的財産調査官に協議するものとする。）。</p> <p>(ロ) 申立特許権者等には、供託金規則様式第八による申立書に、債務名義等のいずれかの謄本等を添付して収納課長等に提出させる。</p> <p>ロ 輸入者等からの意見聴取</p> <p>収納課長等は、権利の実行の申立てに理由があると認めるときは、<u>金銭等を供託した輸入者等に、債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。</u></p> <p>ハ 確認書交付手續</p> <p>収納課長等は、申立特許権者等が当該供託に係る金銭等の還付を受けべき者と認めるときは、供託金規則様式第九の確認書を当該申立特許権者等に交付するとともに、知的財産調査官等に、当該確認書の写しをもってその旨を通報する。</p> <p>この場合において、確認書に記載された還付金額が供託額の一部であり、還付が取戻しに先行する場合を除き、輸入者等に対し供託書正本を返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(5) 有価証券の換価</p> <p>イ 申立特許権者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第 26 号書式により作成した供託有価証券払渡請求書 2 部を供託所に提出する。</p> <p>ロ 収納課長等は、供託規則第 29 条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。 有価証券の換価に際しては、輸入者等に換価する旨を告げた後行うものとする。</p> <p>ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第 11 号書式及び第 12 号書式(その他の金銭供託の供託書正本・副本)により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。</p> <p>ニ 上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第 10 条において準用する同規則第 4 条第 4 項の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」(C-5880)に供託書正本の写しを添付して、輸入者等に送付するものとする。 この場合において、輸入者等が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を輸入者等に対し返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収する。</p> <p>(6) 供託された金銭等の取戻し</p> <p>イ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、申立特許権者等から、当該書面の真偽等について意見を聴取するものとする。</p> <p>(ハ) (省略)</p> <p>ロ 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第 62 条の 32 において準用する令第 62 条の 21 第 1 項の規定に適合すると認めるときは、輸入者等に対して、「支払保証委託契約締結承認書」(輸入者等交付用)及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。</p>	<p>(5) 有価証券の換価</p> <p>イ 申立特許権者等から権利の実行の申立てがあり、収納課長等が供託された有価証券を換価する場合には、供託規則第 26 号書式により作成した供託有価証券払渡請求書 2 部を供託所に提出する。</p> <p>ロ 収納課長等は、供託規則第 29 条((払渡の手続))により有価証券の払渡の認可を受けた場合には、速やかに当該有価証券を換価する。 有価証券の換価に際しては、輸入者等に換価する旨を告げた後行うものとする。</p> <p>ハ 収納課長等は、有価証券を換価したときは、換価代金から換価の費用を控除した額の金銭について、供託規則第 11 号書式及び第 12 号書式(その他の金銭供託の供託書正本・副本)により作成した供託書をもって、有価証券の払渡の認可を受けた供託所に供託する。</p> <p>ニ 上記ハの供託をしたときは、収納課長等は、供託金規則第 9 条において準用する同規則第 4 条第 4 項の規定に基づき、「有価証券換価後金銭供託通知書」(C-5880)に供託書正本の写しを添付して、輸入者等に送付するものとする。 この場合において、輸入者等が先に供託した際に税関に提出した供託書正本を輸入者等に対し返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」(「供託書正本提出書」の交付用)を回収する。</p> <p>(6) 供託された金銭等の取戻し</p> <p>イ 損害賠償を担保する必要がなくなったことについての確認の取扱い</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 収納課長等は、損害賠償を担保する必要がなくなったことに理由があると認めるときは、申立特許権者等に、当該書面の真偽等について意見を述べる機会を与える。</p> <p>(ハ) (同左)</p> <p>ロ 支払保証委託契約が締結された場合の取扱い</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 収納課長等は、契約書の内容が令第 62 条の 27 において準用する令第 62 条の 16 第 1 項の規定に適合すると認めるときは、輸入者等に対して、「支払保証委託契約締結承認書」(輸入者等交付用)及び供託金規則様式第三の証明書を交付するとともに、知的財産調査官等に当該書面の写しをもってその旨を通報する。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>ハ （省略）</p> <p>ニ 訴えを提起しなかった場合の取扱い            申立特許権者等が法第 69 条の 20 第 12 項の規定による通知を受けた日から 30 日（以下ニにおいて「通知後 30 日」という。）以内に同条第 3 項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。            (イ)～(ハ) （省略）</p> <p>ホ 収納課長等は上記イからニまでにおいて、輸入者等に対し供託書の正本を返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。ただし、上記イの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に輸入者等に対し返還するものとする。</p> <p>(7) 支払保証委託契約に係る権利の実行            支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等から、当該契約に係る輸入者等に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。            イ （省略）</p> <p>ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る輸入者等から、<u>債務名義等の真偽、当該貨物が輸入されたことにより申立人が被った損害の全部又は一部を既に賠償していないか等について意見を聴取するものとする。</u></p> <p>ハ （省略）</p> <p>(8) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更</p> <p>イ 支払保証委託契約の解除            (イ) （省略）            (ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には、支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該輸入者等に「支払保証委託契約解除承認書」（輸入者等交付用）を交付するとともに、下記 i の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。            i 損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合</p>	<p>ハ （同左）</p> <p>ニ 訴えを提起しなかった場合の取扱い            申立特許権者等が法第 69 条の 17 第 12 項の規定による通知を受けた日から 30 日（以下ニにおいて「通知後 30 日」という。）以内に同条第 3 項に規定する損害の賠償請求に係る訴えの提起をしなかったことを確認する場合の取扱いは、次のとおりとする。            (イ)～(ハ) （同左）</p> <p>ホ 収納課長等は上記イからニまでにおいて、輸入者等に対し供託書の正本を返還するとともに、輸入者等に交付した「供託書正本預り証」（「供託書正本提出書」の交付用）を回収するものとする。ただし、上記イの場合において、取戻確認金額が供託額の一部である場合で、取戻しが還付に先行するときは、還付の際に輸入者等に対し返還するものとする。</p> <p>(7) 支払保証委託契約に係る権利の実行            支払保証委託契約の原因となった貨物に係る申立特許権者等から、当該契約に係る輸入者等に対する賠償請求権の存在を確認する証明書の交付請求（以下「証明書交付請求」という。）があった場合の取扱いは、次による。            イ （同左）</p> <p>ロ 収納課長等は、証明書交付請求に理由があると認めるときは、当該契約に係る輸入者等に、<u>債務名義等の真偽等について意見を述べる機会を与える。</u></p> <p>ハ （同左）</p> <p>(8) 支払保証委託契約の解除及び内容の変更</p> <p>イ 支払保証委託契約の解除            (イ) （同左）            (ロ) 収納課長等は、次のいずれかの場合には、支払保証委託契約の解除を承認するものとし、当該輸入者等に「支払保証委託契約解除承認書」（輸入者等交付用）を交付するとともに、下記 i の場合を除き、知的財産調査官等に「支払保証委託契約解除承認書」の写しをもってその旨を通報する。            i 損害の賠償を担保する必要がなくなったことについて確認した場合</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(注) 承認に際しては、<u>支払保証委託契約の原因となった貨物の申立特許権者等から</u>、<u>事実関係について意見を聴取することとする。</u></p> <p>ii (省略)</p> <p>iii 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした<u>令第 62 条の 32</u>において準用する<u>令第 62 条の 21 第 1 項</u>の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合</p> <p>ロ 支払保証委託契約の内容の変更</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、<u>令第 62 条の 32</u>において準用する<u>令第 62 条の 21 第 1 項</u>の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、輸入者等に「支払保証委託契約内容変更承認書」（輸入者等交付用）を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 収容及び留置</p> <p>(収容しない貨物)</p> <p>79-4 <u>法第 69 条の 11 第 1 項各号</u>（(輸入してはならない貨物)）に掲げる貨物（公売することにより結果的に同項第 9 号に該当することとなるものを含む。）、他の法令により輸入が禁止されているもの及び収容しようとする貨物の売却代金が収容に要する費用等を超える見込みがないものについては、上記 79-1 から 79-3 までの規定にかかわらず、原則として、収容を行わないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 不服申立て</p> <p>(「税関長の処分」の範囲)</p> <p>89-2 法第 89 条第 1 項に規定する「税関長の処分」には、次の行為が含まれるので留意する。ただし行政不服審査法第 4 条第 1 項第 7 号（(処分についての不服申立てに関する一般概括主義の犯則事件に対する適用除外)）の規</p>	<p>(注) 承認に際しては、<u>支払保証委託契約の原因となった貨物の申立特許権者等に</u>、<u>事実関係について意見を述べる機会を与えること。</u></p> <p>ii (同左)</p> <p>iii 解除しようとする支払保証委託契約の契約額に相当する額について、別の金融機関を相手方とした<u>令第 62 条の 27</u>において準用する<u>令第 62 条の 16 第 1 項</u>の規定に適合する支払保証委託契約を締結した場合</p> <p>ロ 支払保証委託契約の内容の変更</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 収納課長等は、変更後の支払保証委託契約の内容が、<u>令第 62 条の 27</u>において準用する<u>令第 62 条の 16 第 1 項</u>の規定に適合すると認めた場合には、支払保証委託契約の内容変更を承認するものとし、輸入者等に「支払保証委託契約内容変更承認書」（輸入者等交付用）を交付するとともに、知的財産調査官等に「支払保証委託契約内容変更承認書」の写しをもってその旨を通報する。</p> <p style="text-align: center;">第 7 章 収容及び留置</p> <p>(収容しない貨物)</p> <p>79-4 <u>法第 69 条の 8 第 1 項各号</u>（(輸入してはならない貨物)）に掲げる貨物（公売することにより結果的に同項第 9 号に該当することとなるものを含む。）、他の法令により輸入が禁止されているもの及び収容しようとする貨物の売却代金が収容に要する費用等を超える見込みがないものについては、上記 79-1 から 79-3 までの規定にかかわらず、原則として、収容を行わないものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 8 章 不服申立て</p> <p>(「税関長の処分」の範囲)</p> <p>89-2 法第 89 条第 1 項に規定する「税関長の処分」には、次の行為が含まれるので留意する。ただし行政不服審査法第 4 条第 1 項第 7 号（(処分についての不服申立てに関する一般概括主義の犯則事件に対する適用除外)）の規</p>



新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）傍線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>定により、第 11 章（（犯則事件の調査及び処分））の規定に係る処分は含まれないので留意する。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) <u>法第 69 条の 2 第 3 項（（輸出してはならない貨物に該当する旨の通知））</u> <u>及び法第 69 条の 11 第 3 項（（輸入してはならない貨物に該当する旨の通知））</u>の規定による通知</p> <p>（不服申立てについての教示）</p> <p>89-6 行政不服審査法第 57 条第 1 項（（審査庁等の教示））及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項（（取消訴訟等に関する事項の教示））に規定する教示については次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 当該教示については、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれに掲げる書面を当該処分に係る通知書に添付することにより行うものとする。</p> <p>イ （省略）</p> <p>ロ <u>法第 69 条の 2 第 3 項（（輸出してはならない貨物に該当する旨の通知））</u> <u>及び法第 69 条の 11 第 3 項（（輸入してはならない貨物に該当する旨の通知））</u>の規定による通知「不服申立て等について」（C-7008）</p> <p>ハ （省略）</p>	<p>定により、第 11 章（（犯則事件の調査及び処分））の規定に係る処分は含まれないので留意する。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) <u>法第 69 条の 8 第 3 項（（輸入してはならない貨物に該当する旨の通知））</u>の規定による通知</p> <p>（不服申立てについての教示）</p> <p>89-6 行政不服審査法第 57 条第 1 項（（審査庁等の教示））及び行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 46 条第 1 項（（取消訴訟等に関する事項の教示））に規定する教示については次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 当該教示については、次に掲げる処分の区分に応じ、それぞれに掲げる書面を当該処分に係る通知書に添付することにより行うものとする。</p> <p>イ （同左）</p> <p>ロ <u>法第 69 条の 8 第 3 項（（輸入してはならない貨物に該当する旨の通知））</u>の規定による通知「不服申立て等について」（C-7008）</p> <p>ハ （同左）</p>